

# 緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 74 2021年11月29日 JR東労組

社友会に

## 聞いてみよう



### □ある社友会会員の言葉

ある社友会会員が、「年末手当の社友会の要求は2.…」と話していましたが、**社友会は労働組合ではないので申し入れはできません。**

会社に申し入れを行えるのは憲法に規定された**労働組合**だけです。



### 例えば、平成採の低い退職金問題について

現在「32歳」「主任」「基本給約24万円」の社員が定年退職をした際にもらえる退職金は約1800万円です。2019年に金融担当大臣は老後に「およそ2000万必要になる」と発言しましたが、その金額に足りないのが現実です。

この低い退職金の原因は「**第二基本給**」にあります。私たちの毎年の昇給額の30%が「**第二基本給**」として蓄積されています。この「**第二基本給**」は、退職金を計算するときだけに使用（55歳になった月の基本給額一累積された「**第二基本給額**」）され、退職金を押さえる為だけに存在しています。



賃金改訂の  
発令通知書  
見てみよう!

仮にこの「**第二基本給**」が無ければ、上記の条件で退職金は約2300万円にもなります。

こういう平成採用者の賃金面での課題がある中、定期昇給2がカットされ、さらに退職金が低くなりました。JR東労組は、団体交渉で「賃上げ」や「**第2基本給の凍結**」を求め続けていきますが、社友会は会員の労働条件の向上をどのように求めるのでしょうか？

むしろ、経営側からすれば、社友会に多くの社員が集まっている現状が、「今の状態でも良い」と判断する材料になるのではないのでしょうか？

社友会は会員の労働条件の向上をどのように実現するのか？

## 社友会会員に聞いてみよう!!

